

身体傷害における付随利益および課税と損害賠償金の算定

早稲田大学英米判例研究会

(代表 矢頭 敏也)

目次

はしがき

第一 (1) 制定法に基づく介護手当および移動費手当につき損

害賠償金からの減額を認め、(2) 損害賠償金算定にあたり、
高額損害賠償金取得に伴う高率課税が考慮されるのは例外的
状況に限るとした事件 (ホジスン対トラップ事件 貴族院
判決)

一 事実関係および第一審判決

二 当事者の主張

身体傷害における付随利益および課税と損害賠償金の算定 (矢頭)

三 争点および判決

四 判決の要旨

第二 解説

一 身体傷害における付随利益 (collateral benefits) と損害

賠償金の算定

(1) 損害賠償金からの付随利益減額一般の取り扱い

(2) 評釈

(3) 本判決後の展開と問題点

二 損害賠償金算定に際しての課税負担という要因の考慮

(1) 損害賠償金と税金との関係の問題点

(2) 評釈

(3) 本判決後の問題点

三 むすび

は し が き

この判例研究は、早稲田大学大学院法学研究科において私が担当する英米法講義の中で取り上げた判例を対象として行なわれたものである。

本稿は、参加した諸君それぞれが行なった報告および討論を素材とし、資料として役立たせることを目的として、ホジスン対トラップ事件判決の概要、並びに、この事件判決を論評する法律雑誌のコメントに基づく解説およびこの事件における法律上の争点に関する最近の法状況を紹介したものである。法学部の吉田一雄助手が全体をとりまとめた原稿に、最後に矢頭が目を通して作成された。

不法行為により身体傷害を被った者が、その被害を理由として付随利益 (collateral benefits) を受ける場合には、重複賠償になることもありうる。そこで、そのような利益を、損害賠償金の算定に当たって考慮、すなわち減額すべきではな

いか、という問題が生じる。わが国の不法行為法においては、いわゆる「損益相殺」の問題として処理される。

ところで、イギリス不法行為法においては、後に詳細に述べられるように、右の問題は、制定法と判例法によって対処されてきている。制定法としては、一九四八年法改正(身体傷害)⁽¹⁾法 (Law Reform (Personal Injuries) Act 1948) に於て、一定種類の社会保障給付金の五年分の二分の一の金額が損害賠償金の算定に際して減額される。しかし、その他数多くの給付金については、その取扱いは判例法に任されている。本稿で取り上げたホジスン対トラップ事件も、裁判所に判断が委ねられた一例であつて、一九七五年社会保障法 (Social Security Act 1975) 第三五条および第二七A条に基づいて被害者に支払われる介護手当および移動費手当は、減額の対象になるか否かが争点の一つとなつたものである。

さらに、ホジスン事件においては、被害者に支払われた高額の損害賠償金から生じる、例えば利息など運用利益のような収入に対する高率課税による被害者の負担は、損害賠償金の算定に当たって考慮、すなわち増額すべきか否かが、第二の争点として争われた。

ちなみに、ロード・テニングは、かつて、「不法行為の職能は、侵害行為に対する責任を配分することである。」(1947) 63

L. Q. R. 517) と述べたことがあるが、被害者に対する重複補償を避けるための損害賠償金の減額が、不法行為者を不当に利することになりうる。この不合理性を矯正するための法改正が、後に「解説」の中で述べられるように、一九八九年社会保障法によって行なわれて、定められた給付金を不法行為者に埋め合わせさせることになった。

(矢頭敏也)

第一 (1) 制定法に基づく介護手当および

移動費手当につき損害賠償金からの減額を認め、(2) 損害賠償金算定にあたり、高額損害賠償金取得に伴う高率課税が考慮されるのは例外的状況に限るとした事件

Hodgson v. Trapp

第一審 高等法院女王座部 一九八七年五月八日判決(原告勝訴)。(1988) 18 Fam. Law 60.

飛越上訴審 貴族院 一九八八年十一月十日判決(上訴認容)。¹[1988] 1 A. C. 807; ²[1988] 3 W. L. R. 1281; ³[1988] 3 All E. R. 870, H. L. (E.).

一 事実関係および第一審判決

一九八二年三月四日、当時、三三才の妻でありかつ母であった原告(被上訴人)は、交通事故で著しく悲惨な傷害を被った。原告は、

「植物状態に陥っている。彼女の身体機能は最低である。精神面では、彼女は幼児のレベルで機能している。彼女

は、完全に他者に依存しており、一生そのままであろう。」とテイラー第一審裁判官(Taylor J.)により認定されている。被告(上訴人)はその責任を認めており、損害賠償額のみが争われている。同裁判官は、事実審理時までの看護費用五三、八七一ポンド、将来の看護費用一五四、〇〇〇ポンド、および、将来の収入の喪失七五、一二三ポンド、利息を含めて、総計四三二、八四〇ポンドの損害賠償金を裁定した。損害賠償金の算定に際し、それぞれ一九七五年社会保障法(Social Security Act 1975) 第三五条および第三七A条に基づき原告に支払われる看護手当および移動費手当(attendance and mobility allowances) に関しては減額しなすよう、パウカー対ローズ事件判決(Bowker v. Rose, The Times, 3 February 1978、控訴院(民事部) 騰本一九七八年第一六四号)およびゴヒアリー対ダラム県会事件判決(Gohey v. Durham County Council, 26 April 1978、(判例集未登載)、控訴院(民事部) 騰本一九七八年第三二六号) 両控訴院判決に拘束されると判示した。

将来の看護費用および将来の収入の喪失を算定するに際し、テイラー第一審裁判官は乗数(multiplier)としてそれぞれ一三および一一を認定し、そのような高額の元本より生じる利息に対してはより高い税率が適用されることを考慮し

て、トマス対ウィグナル事件控訴院多数意見判決 (Thomas v. Wignall [1987] Q. B. 1098) を理由として、乗数それぞれに一を加えて十四および十二に増加した。

被告(上訴人)は、このような第一審判決に対して、一九六九年司法法 (Administration of Justice Act 1969) 第二二条に基づきテイラー第一審裁判官の証明書 (certificate) に従い、かつ貴族院の許可を得て、貴族院に直接上訴(飛越上訴)した。

二 当事者(上訴人、被上訴人)の主張

(一) 上訴人の主張

本上訴においては、二つの法律問題を争う。すなわち、(一)原告が既に受給し、または今後受給する看護手当および移動費手当は損害賠償金から減額されるべきである、(二)例外的な高税率になることの立証なしに、裁判官は高額の損害賠償金に課される税率を考慮して、乗数を増加することは許されるべきでない、である。

(一) に関して。

リード裁判官 (Lord Reid) はパーリー対クレバー事件判決 (Parry v. Cleaver [1980] A. C. 1, 13) において損害賠償金算定に際しては原告が傷害を被らなかつたならば受給しないは

身体傷害における付随利益および課税と損害賠償金の算定(矢頭)

ずであった金額を考慮しなければならないという一般原則に例外を設ける際には、コモン・ローは「この問題を正義、合理性および公序 (public policy) に依拠する問題として取り扱ってきた」と述べている。近年、フセイン対ニュー・タップロウ製紙工場会社事件 (Hussain v. New Taplow Paper Mills Ltd. [1988] A. C. 514) において、ブリッジ裁判官 (Lord Bridge) によりそのような例外の基礎となる原則が検討されており、それは、原告は完全賠償を受ける権利を有するが、それ以下でもそれ以上でもないということである。本件原告は異なる二つの源泉から補償を受けることにより完全賠償以上のものを受けらることになる。

減額の一一般原則の例外の一つはブラッドバーン対グレート・ウエスタン鉄道会社事件 (Bradburn v. Great Western Railway Co. (1874) L.R. 10) で確立されており、原告自身が保険料を支払っていた保険金は損害賠償金の算定に際して考慮しないというものである。これと対照的な事件はパーソンズ対 B・N・M・研究所会社事件控訴院判決 (Parsons v. B. N. M. Laboratories Ltd. [1964] 1 Q. B. 95) であり、不当解雇を理由とする損害賠償金算定に際しては、失業給付を考慮しないと判示された。同事件判決はパーリー対クレバー事件判決により覆されたとの主張はウエストウッド対雇用相事件

(Westwood v. Secretary of State for Employment [1985] A. C. 20) においてブリッジ裁判官により拒絶されており、原則上、パーソンス事件と本件との間に何ら区別はありえない。

本件第一審テイラー裁判官が、パウカー対ローズ事件判決およびゴヒアリー対ダラム県会事件面控訴院判決に拘束されていると判示したこと自体は正当であるが、ゴヒアリー事件においてオームロッド控訴院裁判官 (Omnrod L.J.) は、パウカー事件の先例であるデイッシュ対ウォートン事件控訴院判決 (Daish v. Wauton [1972] 2 Q.B. 262) に従うことに関して疑問を呈している。同判決は原告幼児が国民健康保険施設でおそらく生涯にわたり受給する利益を考慮しないと判示したが、ウエストウッド事件貴族院判決に矛盾するものであり、パウカー事件およびゴヒアリー事件は誤りであり、覆されるべきである。

国の社会福祉給付は公的または私的慈善と同じ範疇のものとみなされるべきでない。不法行為者が被害者に対する国の給付から利益を得ている訳でもない。現実には福祉給付も損害賠償金もそれぞれ税金と保険料という形で社会一般が負担しており、社会福祉給付に関して慈善に言及することは意味をなさない。

(2) に関して。

事実審テイラー裁判官の認定した、原告の将来の収入の喪失に対する一〇および将来の看護費用に対する一三という乗数に異論はない。同裁判官はトマス対ウィグナル事件控訴院多数意見判決を理由として課税負担を考慮してそれぞれの乗数を一ずつ増加したが、トマス対ウィグナル事件判決は誤りであり覆されるべきである。

課税は自動的に伝統的な乗数に考慮されている要因の一つであり、貴族院の先例も、通常の事件で課税の負担を補償するため伝統的な乗数には調整が加えられないものとしている。

トマス対ウィグナル事件判決は、リム・ポー・チュウ対カムデンおよびアイリントン地域保健局事件貴族院判決 (Lim Poh Choo v. Camden and Islington Area Health Authority [1980] A.C. 174) においては貴族院が課税負担を顧慮していないと示唆するが、その見解は次の四点に関して誤解していることによる。(1) リム事件では課税負担に関する専門家証拠が提出されており、評価されていないとはいえない。(2) インフレにより利率が上昇すると所得は一般に増加するので、インフレを考慮して乗数を増加すべきであるという主張は、課税負担増加を考慮するものである。(3) 伝統的な乗数は課税負担を既に考慮している(但し専門家証拠が要求される

例外的な事件を除く。(4)理論上、原告は利息収入のみで暮らすことになるのでなく、元本も消費されていく。

正義が乗数増加を要請する例外的な事件であることが、専門家証拠により立証される場合があることは認めるが、本件またはトマス対ウィグナル事件判決では専門家証拠は提出されていない。専門家証拠による立証なしに裁判官の専断的な判断で伝統的な乗数を増加することは正義に反する。

(二) 被上訴人の主張

(1) 上訴人の主張(1)に関して。

「すべて」の利益が考慮されねばならないという一般原則はない。減額される利益とそうでない利益を決定する最も満足しうる法上の原則はパリー対クレバー事件リード裁判官判決に見い出されるが、当該利益が他の利益に加えて享有されるよう意図されているか否かが問われるべきである。この基準を適用すれば、収入に代わる給付が考慮されるべきことは理論的に明らかである。看護手当および移動費手当に関してはデイツシュ対ウォートン事件控訴院判決に従うパウカー対ローズ事件判決において減額される給付と区別されている。収入に代わる給付と異なり両手当は収入の損失を軽減するために支払われるものではなく、訴権の有無にかかわらず支払

われる。両手当が損害賠償金から差し引かれるとすれば、そのような法上の変更は国会に委ねられるべきである。

仮に移動費手当が減額されるとしても、損害賠償金の裁定のうち、「移動のための高度の便宜」を補償する部分からのみ減額されるべきであり、仮に看護手当が減額される場合にも同様に、裁定のうち看護にあたる部分からのみ減額されるべきである。

(2) 上訴人の主張(2)に関して。

トマス対ウィグナル事件判決は、裁判官は課税を考慮するために乗数を増加「しなければならぬ」と結論したわけではない。伝統的な乗数は利率を四ないし五パーセントに設定しているが、基本税率以上に課税される収入をもたらずほどの基金を予定していない。損害賠償金の額は、その額に課される課税負担を考慮する権限を有する事実審裁判官が決定するものであり、したがって事実審裁判官は課税負担を控除するため乗数を増加する権限も有する。

課税負担は乗数を決定する際に裁判官が考慮する要因として知られている。裁判官が、通常の損害賠償金額の枠をこえて裁定しようとする場合には、専門家証拠を審理した後でなければ手続きを進めるべきでない。

損害賠償金額が大きくなる場合、年金がより高い所得税を

招き、税引き後の純所得は、当初損害賠償金が補償した額より低いものになる可能性があり、乗数の増加がこの問題の処理に適切な方法でありうる。

クックソン対ノウルズ事件 (Cookson v. Knowles [1979] A.C. 556) はインフレへの手当のため賠償額を増加しようるか否かを問題としていたが、トマス対ウィグナル事件のように、将来のインフレを全く切り離して、当初より、課税負担への手当がなされるべきかという問題にも同じアプローチが適用される。より高率の所得税負担を考慮すべきでない場合、損害賠償金の減額およびその賠償額から生じると予期された所得も減額されることになる。

三 争点および判決

(一) 争点

(1) 原告に適切な看護を供与するための、過去および将来の、支出に見合う損害賠償金を算定する際に、一九七五年社会保障法 (Social Security Act 1975) 第三五条および第三七 A 条に従って原告に支払われるべき介護手当および移動費手当に關して、損害賠償金から減額すべきか否か。

(2) 将来の看護費用および将来の収入の喪失に相当する乗数を算定し、たとえ例外的な高税率になることの立証がなく

とも、原審裁判官は、自らの裁定した元本となる損害賠償金額に生じる利息によりもたらされることになりそうな、より高率の課税負担を考慮して、乗数を増加することができるか否か。

(二) 判決

争点 (1) につき、積極的判断 (全員一致)

争点 (2) につき、消極的判断 (全員一致)

上訴認容。

四 判決の要旨

事実関係および争点 (1) に関しては、ブリッジ裁判官 (Lord Bridge of Harwich) の判決に対して、マッケイ大法官、ブランドン裁判官、オリバー裁判官およびゴフ裁判官 (Lord Mackay of Clashfern, Lord Brandon of Oakbrook, Lord Oliver of Aynherton and Lord Goff of Chieveley) が同意しており、争点 (2) に関しては、オリバー裁判官の判決に対してマッケイ大法官、ブリッジ裁判官、ブランドン裁判官およびゴフ裁判官が同意している。

(一) ブリッジ裁判官

二つの別個の法律上の問題点が判断を求められている。第一に、原告に適切な看護を供与するための、過去および将来の、支出に見合う損害賠償金を算定する際に、原審裁判官は、一九七五年社会保障法 (Social Security Act 1975) 第三五条および第三七 A 条に従って原告に支払われるべき介護手当および移動費手当に関して何ら減額しなかった。同裁判官が、バウカー対ローズ事件判決 (Bowker v. Rose, 'The Times', 3 February 1978, 控訴院 (民事部) 膳本一九七八年第一六四号) およびゴヒアリー対グラム県会事件判決 (Gohey v. Durham County Council, 26 April 1978, (判例集未登載)、控訴院 (民事部) 膳本一九七八年第三二六号) における控訴院の両判決に従って、これら諸手当を無視するように拘束されていると判断した事は正当であった。この第一点に関して、本件上訴は当貴族院がこれらの判決を無効にすることを求めるものである。第二に、将来の看護費用および将来の収入の喪失に相当する被乗数を算定し、それぞれ一三および一一という乗数が適切であると考えると表明しておきながら、原審裁判官は、自らの裁定した元本となる損害賠償金額に生じる利息によりもたらされることになりそうなり高率の課税負担を考慮して、乗数を一四および一二に増加した。これはトマス対ウィグナル事件控訴院判決 (Thomas v. Wignall [1987] Q.B. 1098)

身体傷害における付随利益および課税と損害賠償金の算定 (矢頭)

により承認されている方針であったが、同判決の正当性にも本件においては異議が唱えられている。

[争点 (一) に関して]

一九七五年社会保障法第三五条に基づく介護手当の制定法上の受給資格の理由は、申請者が、肉体的または精神的に著しく無能力になったため、日中は頻繁に、夜は長時間または繰り返し、身体的機能に関する介護を、または本人自身あるいは他者に対する重大な危険を回避するための絶え間ない管理を必要としていることである。このようにして、この手当は、無能力の原因とは関わりなく、本件の原告のように著しく無能力となった人間の看護に必要な費用を、全部または一部、まかなうように意図されていることは明らかである。第三七 A 条に基づく移動費手当の権利の根拠は、申請者は全くまたはほとんど歩行できないが、移動をきわめて容易にする設備から利益を得ることを申請者に可能とするような状態にあるということである。ここでまた、この手当は、私に後で考慮しなければならない細部の点の制約の範囲内において、動けないということの困難を軽減する手段を与える点で費用がかかる限りにおいて、原告のように歩けない人間の介護の費用の一助となることを意図している。

まずはじめに、ディッシュユ対ウオートン事件 (Daish v. Waton [1972] 2 Q.B. 262) について考える必要がある。同事件は原告が五才の男子で、被告らが部分的(五五%)に責任を認めた事故で重傷を負った事案であった。その男子は残りの人生を国民健康保険施設で送る見込みであった。単一の一般的な損害賠償金の包括的総額の裁定にあたって、第一審の裁判官は、原告の所得は主に彼自身の生計の維持に用いられるであろうが、結局彼は国家に扶助されるという理由で、将来の所得の喪失に相当する要素を実質的に割り引いた。控訴院は、国家施設での無料の扶養を受けられるという利益は無視すべきであるという理由で将来の所得の喪失をすべて考慮し裁定額を増額した。

バウカー対ローズ事件における事実審裁判官は、重度に傷害を負った原告の世話をする費用分に関する損害賠償金の裁定に際して、一九七五年社会保障法にしたがって支払われる介護手当および移動費手当について何らかを差し引くことを控えた。同事実審裁判官によってなされた裁定を確認する控訴院における主判決は、ロスキル裁判官によって下されたものである。それは、後で、私が触れなければならない、両判決すなわちパリー対クレバー事件 (Parry v. Cleaver [1970] A.C.) におけるリード裁判官判決、およびニュージーランド・

ナショナル保険会社対エスパーニヤ事件 (National Insurance Co. of New Zealand Ltd. v. Espagne (1961) 105 C. L. R. 569) におけるウィングダイヤー裁判官 (Windyver J.) の判決の言葉を引用して、ロスキル裁判官は、手当が差し引かれるべきか否かの問題を解く鍵は、支払われるべき手当に関する立法の目的をはっきり認識することにあると結論を下し、次のように述べた。

「私の意見では、我々はその制定法の関係条文を注視し、そしてこの立法の目的をうかがうべきである。それは、国によって個人に与えられる給付であり、従って、この給付を個人に与えられる理由となる事件が発生すれば、その事件の原因にかかわりなく、またその者の損失を補償するため彼が受ける他の補償にかかわりなく、その者が受給すべき給付であろうか。」

先例、そして特にディッシュユ対ウオートン事件を更に検討したうえで、ロスキル裁判官は彼自身の設問について肯定的に回答した。同裁判官は、損害の軽減のための手当を減額する事を肯定する主張を取り上げて、次のような結論を下した。

「私は、原則上および判例上いづれにおいてもそのような主張を拒否する。私が原則上その主張を拒否するのはその主張を認容すれば、関連する社会保障立法のこの

部分の目的を無視することになるからである。私が判例上その主張を拒否するのは、その主張を受け入れた場合、ドイツシュ対ウォートン事件判決——同判決に従うのは当法廷における我々の義務である——に従うことができなくなるからである。」

ゴヒアリー対グラム県会事件判決は、介護手当に関するもうひとつの判決であるが、バウカー対ローズ事件控訴院判決以前に、第一審判決が下され、二カ月後に控訴院にもたらされたものである。同事件において、控訴院はバウカー対ローズ事件控訴院判決に拘束されていると判示せざるをえなかったが、オームロッド控訴院裁判官は、バウカー対ローズ事件控訴院判決が先立つドイツシュ対ウォートン事件判決の当然の帰結であるか否かについて疑問を呈しており、私も同意したい。

この件については、ドイツシュ対ウォートン事件判決の効果を覆す一九八二年司法法 (Administration of Justice Act 1982) 第五条の制定によって皮肉なひねりが加えられたが、本上訴における争点には関係がない。ネグリジェンスを理由とする損害賠償金の算定を検討する際に、損害賠償金が純粹に補償的なものとして意図されていることが強調されすぎることとはない。損害賠償請求額が本質的に金銭的性格を有する場

合には、一方、被害者原告が被害に遭わなければ受け取ったはずである所得、収益またはその他の利得の喪失のような結果的損失を算定するか、または他方、事故の結果として被り、侵害されなかったなら被る必要がなかったはずである、既に支出しおよび今後支出する費用から算定されることになるが、基本原則は、裁判所が算定しなければならぬのはその結果生じた損失および費用の実費 (costs) である。被った損害の結果、原告が、侵害されなければ権利を有しなかったはずの受領額を享受する場合には、一応、これらの受領額は原告の損害賠償金を算定する際に、原告の損失と費用の総額から減額されるべきである。このようなことは基本的なことであり、何度も繰り返し説明されてきた。このような基本原則に對しては、必ずしも正確に定義され詳細に述べられているとは言えないが、確かに一定の確立した例外が存する。しかし、裁判所はそれらの例外に関する理由を模索しようと努力する中で、それらが例外であるということを時に失念する懸念がある。私は考える。それは正に基本的かつ自明の原則であり、その原則に對する例外は、それらを例外として取り扱うことを明白に正当化する根拠によって認められるものに過ぎない。

上記基本原則に對する伝統的な例外項目は以下のものである。

る。すなわち、(1)原告が保険料を支払った保険契約に基づいて、侵害を受けた原告に支払われる金銭(ブラッドバーン対グレート・ウエスタン鉄道会社事件判決 (Bradburn v. Great Western Railway Co. (1874) L.R. 10)) および (2) 原告の不幸への同情によって動機付けられた第三者の恩恵または慈善から原告が受け取った金銭(レッドパス対ベルファスト・アード・カウンティ・タウン鉄道事件判決 (Redpath v. Belfast and County Down Railway [1947] N.I. 167)) である。思ふに、他の例外を支持するについて、裁判所によって依拠された推論は、最初の例外を正当化するため考えられる同じ理由の類推による適用に多かれ少なかれ常に基礎を置いてきた。これらの理由はパリー対クレバー事件においてリード裁判官により十分に検討された。私は、フセイン対ニュー・タップロウ製紙工場会社事件判決 (Hussain v. New Taplow Paper Mills Ltd. [1988] A.C. 514) において、二つの最初の例外に共通する考え方は、明らかであるとあえて示唆した。私はその考え方を変えない。困難なことは、それは広く認識されてきたものであるが、減額可能な受領と減額不可能なそれとを区別するための単一の正確な法上の原則を明確化する事である。リード裁判官がパリー事件判決において述べたように、「コモロン・ローは、この問題を正義、合理性および公序に依拠する

問題として取り扱ってきた。」

フセイン対ニュー・タップロウ製紙工場会社事件判決で私が述べた所見を繰り返すことを許されたい。

「正義、合理性および公序が何を要請するかに関しての裁判所の見解の避けえない相違を前提にすれば、別のコモロン・ロー諸法域にある裁判所が、時にこの分野における同種の問題を別の方法で解決してきたということは驚くにあたらない……。」

フセイン事件においては、二重に補償することを認めない一般原則に対する保険の場合の例外をどの程度まで類推していくことができるかにつき検討する必要がある。本件においては制定法上認められている給付金を、不幸な事件の被害者が陥った窮状を軽減するための、自発的な慈善による収入と類似しているものとして扱うのがどの程度まで適当であるのかという問題を検討しなければならない。

制定法上認められている困っている者を助けるための給付金は「公的な慈善」の一つの形態の表れなので損害賠償金の算定にあたって考慮されるべきでないという見解の主要な論拠はパリー対クレバー事件におけるリード裁判官の判決の一節およびニュージールランド・ナショナル保険会社対エスパーニヤ事件におけるウイングアイヤー裁判官の若干の所見に由来

するものである。

パリー対クレバー事件判決において、リード裁判官は以下のように述べた(一四頁)。

「そこで、私は、技術的問題を無視しながら、何故これらの二種類の受領金が考慮されないのか、ということの実質的な理由は何かを問う必要がある。私は、まず、慈善の事例を取り上げる。私は、『施し(Charity)』という言葉を悪いからである。私は、レッドパス対ベルフアスト・アンド・カウンティ・ダウン鉄道事件判決におけるアンドリュース首席裁判官(Andrews CJ)の理由の言明(一七〇頁)よりも優れたものを知らない。同事件において、鉄道会社は困窮基金から原告によって受領された金額を考慮することを求めた。アンドリュース首席裁判官によれば、原告の弁護士は、『もしその基金の寄付者が、彼らの寄付金は実際のところ、安易になされたもので、過失ある鉄道会社を利したと、万一言われるのであれば、彼らにとつては驚くべきことであろう。この最後の主張に、私は次のことを付け加えるだけにする。すなわち、もし被告たちが主張した命題が正しいならば、同様の種類の将来の災難の事例における避けられない帰結

身体傷害における付随利益および課税と損害賠償金の算定(矢頭)

は、私的な施しの源泉が、たとえ完全にではないにしても、かなり枯渇してしまふことにならう。」と主張した。被害者の損害賠償額が減額される結果、被害者が、彼の友人達、親類達、または一般公衆の慈善から何も得ないことになること、および、唯一の利益者は、不法行為者となるということとは通常人の正義感にとつて嫌悪を催させるものであり、それ故、公序に反するものであらう。我々は本件において、これらの考慮事由が福祉国家からの様々な契約にもとづかない給付金の形をとつた公的慈善にもあてはまるかどうかについて判断する必要はない。しかし、国会が、給付金を不法行為者の有利になることを意図していなかったことは考えられるだらう。」

エスパーニヤ事件判決は実質的な自由裁量の要素を含む複雑な制定法の諸規定の下で盲人に支払われる身障者年金が、失明も含む傷害に対して、原告に裁定される一般的な損害賠償金および得べかりし利益を理由とする損害賠償金の算定の際に、考慮されるべきか否かという問題にかかわっていた。判決は、私の読むところ、メンジーズおよびウィンダイヤール両裁判官(Menzies and Windeyer JJ)が徹底した検討と分析を加えた、問題となっている制定法の変つた規定に主にむけられた。パウカー対ローズ事件ロススキル裁判官判決におい

て特に依拠されたウイングダイヤー裁判官の判決の一節(五九
九一六〇〇頁)は以下の通りである。

「身体傷害に対する損害賠償金を算定するに際して、原告が被告以外の源泉から既に受けているまたは受けることになる給付は、次の場合には、原告の損失を緩和するものとみなされるべきでない。すなわち(a)それらの給付が、損失が起きる前になされた契約の結果として受け取られまたは受け取られるはずであり、かつ、当該契約の明示または黙示の条項により、彼が有していた訴権にもかかわらず、給付が与えられるはずであった場合、または(b)それらの給付が補助、助成という方法で、損害賠償金の請求に加え、かつ、これを減ずること無く、彼がそれらの給付を享受するとの意図で、彼に与えられまたは約束されている場合。上記(a)の記述は、傷害保険や、また雇用者によって用意される多様な形態の年金や、同様の給付に及ぶ。それらの場合において、代位弁済か否かにかかわらず、その契約は支払われた金銭の返還、または将来生じる給付の調整が、損害賠償金支払い後になされることを要求するかもしれないことは重要でない。上記(b)の記述は、私的な慈悲の所産と同様、様々な公共の慈善的援助や国家によって与えられるいく

つかの形態の救援に及ぶ。両者の場合において、決定的考慮事由は、問題解決のためには、給付が傷害の故に、つまりその結果として受け取られたか否かではなく、その性質がどのようなものであるかである。そしてつまり、それは一方の場合には、原告が自分の契約において支払ったものによるのであり、他方の場合には、給付を与える者の意図によって決定される。基準は、原因によるのではなく、むしろ目的によるのである。」

しかしながら、パウカー対ローズ事件においてロスキル裁判官が判決中で引用したのではないが、先に引用した一節の後に、ウイングダイヤー裁判官が続けて付け加えた警告的な言葉に注意することが重要である。彼は六〇〇頁で次のように述べる。

「それにもかかわらず、このやっかいな問題のあらゆる部分について網羅的な原則を明らかにすることはできないと考える。加えて、発生する様々な問題を抽象的に解決することは決してできない。それぞれの問題は、個々の契約上の条項、年金計画、慈善事業または支給される給付金を規定する制定法によらねばならない。」

エスパーニヤ事件においてオーストラリア連邦最高裁判所が取り扱った種類の自由裁量による制定法上の年金に関する

法状況がどのようなものであれ、私は、様々な形態の困窮を救済するために、資格条件を充足する人々に対し、当然支払われるべき制定法上の給付について検討にかかると同時に、「給付を与える者の意図」という概念は少々漠然とした概念であることを知る。問題となっているこの種の制定法上の給付は、直接納税者の納入税金から、または、様々な階層の市民が法律に基づき義務的に拠出した何らかの基金により賄われる。このような給付を定める立法は、恵まれない人々のある最低限の要求を（原因の如何を問わず）充足することにむけられた人道的考慮に促されているのである。もちろん、国会には、特定の制定法上の給付を一部または全部無視すると明示的に規定する自由があり、一九四八年法改正（身体傷害法（Law Reform (Personal Injuries) Act 1948）第一条はそのようになされた最も典型的な例である。しかし、このような明示の規定がなく、しかもその者が被害者である不法行為の結果、必要な資格を与える状況の生じた者に制定法上の給付を与える場合にあっては、私は、確かに、リード裁判官の「国会は、それらの給付は、加害者の利益となるよう意図したものではなかった。」というためらった意見を支持するためのいかなる一般原則もないと認める。

純粹に経済的な困窮を救済することにむけられた制定法上

身体傷害における付随利益および課税と損害賠償金の算定（矢頭）

の給付に關して、現在では失業手当は不当解雇によって生じさせられた収入の喪失を軽減するものとして考慮されるべきであるということが確立している。すなわち、パーソンズ対B・N・M・研究所社事件控訴院判決によっており、ウエストウッド対雇用相事件（Westwood v. Secretary of State for Employment [1985] A.C. 20）において当院によって確認されている。後者の事件において、他の裁判官も同意しているが、私は判決を下す際に、四三頁において、以下のような見解を述べた。

「私は、何らかの災害の被害者であると同時に、不法行為者に対して損害賠償請求権を有する者のための基金に私的な寄付をする者の寛容と、様々な階層の市民によって何らかの方法で強制的に寄付された基金から、困窮者のための補助金を供与する国家との間に少しも類似を認めない。国によって供与される公的な慈善という概念は理解困難であると私は認める。」

パーソンズ対B・N・M・研究所社事件控訴院判決は、リンカーン対ヘイマン事件控訴院判決（Lincoln v. Hayman [1982] 1 W. L. R. 488）によって、ある身体傷害訴訟の原告に対して支払われた生活扶助金は特別損害賠償金の算定に際して、彼の所得の喪失から差し引かれるべきであると判示す

る点で、従われた。本件上訴における被上訴人側弁護士は、リンカーン対ヘイマン事件判決には異議を唱えなかつた。その代わり、彼は、困窮者に対して最低限満足できる生活水準を供与するための公的基金からの支出は、特定の身体上の痲疾に苦しんでいる者の必要に応じるための支出とは本質的に異なる種類のものであるという理由でリンカーン事件を区別することを求めた。私はこの区別についていかなる合理的根拠も見い出せない。

結局、これらの事件の争点は、制定法の解釈というより、むしろ公序 (Public policy) の問題である。現実を考慮すれば、身体傷害を理由とする損害賠償金裁定は、自動車運転者、雇用者、不動産占有者、専門的職業に従事する者、その他の者により支払われる保険料から充当される。窮乏または身障者といった原因により困難な状態にある者に支払われる制定法上の給付金は、納税者により支払われる。この文脈からすると、納税者が「善意の寄付者」として、適当な種類の保険契約者の出費で支払い要求を満たす保険業者に代理されるものとして、「不法行為者」を利する意図があるかどうかを問うことは、私には全く不自然なことに思われる。制定法上の給付と看護の費用として請求される特別損害賠償金額とが同一の費用の額を充足することが意図されている一九七五年社会保

障法第三五条により支払われる介護手当の事案より明らかな事案はほとんどないであろう。納税者と保険業者両者の負担によって、このような事案において二重補償を許すことは、どのような合理的根拠によっても正当化することはできないように私には思われる。それはただ、補償における「無過失」主義の主唱者たちが絶えず注意を拂っている、自己の傷害の原因として第三者の過誤 (Fault) を立証できる者の立場と、できない者の立場の間の途方もない不均衡を増すだけである。

別のかつ付随的問題が移動費手当に関して、原告のために提出された。その手当は、病人用の乗り物、自動車であれ他の方法であれ、申請者に移動手段を与えるための費用を支払うために専ら意図されたものだというのが主張された。その意味で原告への移動手段の供与に帰することができる原告に対する事実審裁判官の裁定に含まれる損害賠償金の唯一の特定項目は、自家用車に関する付加的費用のための二〇〇〇ポンドという額であった。このことは、移動費手当に関する原告の損害賠償金から差し引かれるであろう金額を二〇〇〇ポンドに限定するものであるということが主張された。私是一九七五年社会保障法第三七A条第二項 (b) の「移動のための高度の便宜 (enhanced facilities for locomotion)」と

いう語句をこの主張をささえるために必要な狭くかつ限定的な意味に解釈することはできない。原告には、彼女の状態がこのような移動のための高度の便宜から利益を受けることを許しているという理由で、歩行のために移動費手当を得る資格があることは疑いない。便宜は色々な形をとりうる。また彼女を介護する人々が彼女にさせる外出でさえも疑いなく含まれるであろう。私には、何故移動費手当の全額が、ちょうど介護手当のように一般に彼女の看護費用を支払うために用いられ、それ故、看護費用に関しての請求可能な損害賠償金を軽減するものとみなされてはならないのか理由がわからない。

私の意見によれば、パウカー対ローズ事件判決およびゴヒアリー対ダラム県会事件両控訴院判決は誤って判決されており、無効とされるべきであるということになる。

(二) オリバー裁判官 〔争点(2)に関して〕

この問題は、直接にトマス対ウィグナル事件判決(Thomas v. Wignall [1987] Q.B. 1089)に向けられている。……同事件は控訴院において、ニコルス裁判官(Nicholls L.J.)により主判決が下され、その判決理由には、ドナルドソン記録長官判事

身体傷害における付随利益および課税と損害賠償金の算定(矢頭)

(Sir John Donaldson M.R.)が同意しているが、それは以下の一節(at 1104-1105)に簡約されている。

「高率の所得税は人生の一事実である。一般に、個人の所得が大きくなるほど、所得に占める税金の割合は高くなる。更に、随時、数および率に変化があるとしても、この広い効果を有する税制度が我国において予見しうる将来存在しつづけることは間違いない。また、他の条件が等しくとも、課税は、少額の所得よりも高額の所得により重くかかっており、また、かかり続けるであろう。

正確に言えば、高額の基金の課税後の純収益は、そこからの収入にほとんどまたは全く課税されない少額の基金の課税後の純収益より低額になりそうである。

したがって、なお一般的な用語で述べるならば、この点に関して、非常に大きな裁定額と比較的控えめな額との間には、はじめから重大な差異がある。原則上、裁定額を決定する場合、その差異を裁判所が考慮することを期待されよう。両端に位置する二つの例を挙げる。一つは、裁判所が、年三千五百ポンドの収入の喪失を充足するか、またはその割合での年支出に供与する裁定額の算定にかかわる場合である。もうひとつは、収入の喪失または支出が年三千五百ポンドである事を除き同一の事実

である場合である。第一の場合、適切な乗数が十四であるとして、第二の場合、裁判所が増税の負担を反映させて乗数にある調整をなしないならば、私の考えではそれは誤りであるかもしれない、正当化もされず必要でもない柔軟性を欠く厳格性をもたらすかもしれない。」

ロイド裁判官 (Lloyd L.J.) は反対している。彼の意見では、伝統的な乗数において許される割引率は課税負担を考慮するに不十分であるという専門家証拠が少なくともない場合には、将来のインフレへの手当に関するリム・ポー・チュー対カムデンおよびアイリントン地域保健局事件貴族院判決 (Lim Poh Choo v. Camden and Islington Area Health Authority [1980] A.C. 174) により定立された一般原則が将来の課税にも等しく適用され、その場合将来の課税はインフレ同様、乗数が選定された基礎に基づき四ないし五パーセントの通常の割引率の範囲内に含まれる。これが正しいアプローチであり、リム事件貴族院判決の本来のアプローチであると本件上訴人は主張する。

思うに、この問題は、本件のような事案において損害賠償金を算定する際の、当院が着手するよう求められている課題の裏にある諸原則の考慮事由によってのみ回答が与えられる。当然、根本的な原則は、損害賠償金は補償的なものであ

るということである。損害賠償金は、原告または原告死亡の場合その遺産を、事故が生じなかったなら原告が置かれていたはずである財政状況よりもよりよい財政状況に置くように意図されたものではない。同時に、一回だけの算定という原則は必然的に、事故の結果生じる原告が将来被る財政的不利益のおこりうる期間と程度、および原告が事故がなかったならば有する事無くまた原告の将来の収入の喪失に相応する資本の現在の支払いから原告に生じる現在の利益との両者の算定を含むことになる。そのような算定をなす際には、多くの予言できない不測の事態を考慮しなければならず、また特に、計算の出発点である期待余命は、補償が付与される出来事とは全く関係のない、介入してくる疾病や事故により結局裏切られるかもしれない。したがって、そのような算定はその性格からして、正確な科学ではありえない。多くの測り知れない要因の存在が、算定の過程を必然的に複雑かつ不正確なものにしており、その過程は近似した結果以上に優れたものを生み出すことはできない。本質的なことは、裁判所がなすべきことは、一方でその元本と利息により、損失が続くような全期間を通じ被害者に、年当たりの損失の評価額に等しい額を毎年供与するために適切な、しかし他方で、そのような期間の終了時において、原告が事故がなかったならば置かれた

よりも善い財政状況に原告を置かない金額を、できるかぎりうまく計算することである。したがって、伝統的なアプローチは損失の全期間にわたり必要な一年当たりの額を供与する年金の取得に投資するに必要な額を概念的に算定することである。その過程は、クックソン対ノウルズ事件のディプロック裁判官の判決 (Lord Diplock *in* Cookson v. Knowles [1979] A.C. 556) 以上にはうまく記されないと考へる。

(中略。ここで、ディプロック裁判官による損害賠償金算定の過程の説明が引用された。)

たとえば、課税に関するかぎり、標準税率の負担に関してさえ算定過程にはある程度非論理性がある。英国運輸委員会対ゴウリー事件貴族院判決 (British Transport Commission v. Gourley [1956] A.C. 185) は、乗数が適用される原告の現実の逸失利益の決定に際して、原告が仕事を続けていたならば原告が現実とその年間給与から支払うことになったはずの所得税を特に考慮することを裁判所に余儀なくしている。しかし、裁定された損害賠償金額が投資された場合、投資により生じた所得に、多くの場合、標準税率が課されるという事実を裁判所が特に考慮した事件に言及されたことはないし、私もたしかに発見していない。したがって、納税する原告は第一に、裁定額算定目的で概念上の課税が所得から減額され、

ついで、再度、損害賠償金から生じる収益から差し引かれる現実の課税により、二度課税されるといつてよい。実際、この分析に基づくなら、論理的には、十分な私的所得または富んだ配偶者を有する原告の場合、恒久的に用いられうるか、またはそうでない他の源泉の存在を理由としてその所得に課されるより高率の課税に補償するため、算定額も増加することが要請されることになる。これはあたかも算定が正確な科学であるとして、測り知れない個々の要因を考慮しようとする場合に生じる複雑性と困難さを示したに過ぎない。

ここで、もちろん、被害者が何を喪失し、被害者に何が補償されるべきかの算定に際して、より高率の課税負担は異なる三方法で等しく現われうる。……(第一および第二、省略。)

第三に、これが本件に関する状況であるが、伝統的な定式を純損害および将来の支出に適用することは、もし通常の所得を生じる有価証券にここで投資される場合に、その純所得が、現在の税率において、現在の国の財政計画が変更されないまままであるか、納税者に不利益に変更されるという前提に基づいて、より高率の課税に服するであろう部分をもつ元本を生じるかもしれない。本件被上訴人の言はトマス対ウィグナル事件の多数意見判決の反映である。損害賠償金裁定の目的は、被害者に事故の結果生じた純損失を補償することである。そ

の目的のため要請される計算額が、それによって生み出されるような所得が高い税率を招くであろう場合には、年当たりの損失または支出のより少額の部分が所得から充当される事になり、したがってより高額の部分が元本から充当される事になり、その結果、保ちこたえるべく計算された期間終了前に基金が枯渇する危険が相応して増加することになる。したがって、この危険は、裁定される額の増額で対処されねばならず、またこれは乗数の控えめな増加により最も便宜になされうる。これに対する本件上訴人の応答は、第一に現在の税制が変更されないか、または納税者としての被上訴人に不利益に変更されるかのいずれかである、および第二により高い税率の効果は結局、注意深い投資手段により対抗されえないという、証明されておらず、かつ証明できない前提に立つものであるということである。将来の課税は、将来のインフレと同様測り知れないと、上訴人は主張する。実際通常、両者は同一歩調をとり、インフレは現実の利率をそれに伴って上昇させる。そのため、課税負担から離れ、生活費の増加という不利益は、現実の所得増加により実質的に充足されることとが期待される。したがって、先例は正当であることを確立しているが、インフレを考慮して裁定額を増加することが誤りであるならば、将来の課税の可能性を考慮して裁定額を増加

することも等しく誤りであることになる。両者は既に伝統的な乗数に包摂され含まれていると上訴人は主張する。

(中略)

ヤング対パーシバル事件判決 (Young v. Percival [1975] I.W.L.R. 17) においては、上昇した利率が、標準税率の影響を無視すれば、インフレの不利益に対する十分な拮抗力であり得るという前提をとっていると思われるが、同事件においてはより高い税率の影響のいかなる考慮もなされていないと思われる。クックソン対ノウルズ事件判決において当院は、損害賠償金の算定の際に、裁判所がさらにインフレを考慮して特別の手当をなすことは誤りであると判示した。その理由は、インフレが上昇させる高利率を理由として、インフレは、安定相場に関する利率に基礎を置く乗数を用いることにより自動的に考慮されているというものである (per Lord Fraser of Tullybelton, at 577)。しかし、フレイザー裁判官は続けて、より高い税率のインパクトが想定されている年金を不適切にしてしまうことが証拠により立証されている非常に例外的な場合には、インフレは裁定の増額を正当化するものとしておそらく考慮されてもかまわず、その場合には問題は乗数の増加により処理されてよいという見解を表明した。

クックソン対ノウルズ事件判決に遅れることわずか二、三

カ月、リム事件控訴院判決が下された。同事件において事実審裁判官は将来のインフレに備へ乗数を増加した。この方法は控訴院に是認されたが、その理由は、課税負担に関する専門家証拠を同裁判官が得ていることに鑑みて、クックソン対ノウルズ事件におけるフレイザー裁判官判決に照らして同事件を例外的事件として取り扱うことは正当化されるというものであった。控訴院判決は貴族院により破棄され〔1987〕A.C.175、将来のインフレを考慮しての手当はなされてはならないことが再度確認されたが、スカーマン裁判官の判決には、インフレの特定の構成要素としての高税率に特別な言及はなかつた。(中略)

とりわけ課税面から将来のインフレに備へがなされるべきであるというリム事件控訴院判決を破棄した当院の見地からは、本上訴において提起されている問題およびトマス対ウィグナル事件で提起された問題がリム事件貴族院判決により、既に本件被上訴人の敗訴と結論付けられる事には議論の余地がある。実際、判決を読むかぎり、それがトマス対ウィグナル事件におけるロイド裁判官の見解であつた。

しかし、同事件は、より高い税率が、それ自体インフレと切り離された一要素として、どの程度絶対的に考慮されるべきかという問題を特に取り扱う先例を有しない事案であり、

身体傷害における付随利益および課税と損害賠償金の算定(欠頭)

この事項は、問題は未解決であるという基盤に基づいて我々の面前で議論された。私としては、そのような立場でこの問題を取り扱うことに確かに賛成する。その理由は、注意深い投資手段が将来のインフレとより高い税率の両者を処理するというそれだけの主張にはかなりの知的困難があるからである。二つの考慮事由が事実上逆方向に作用している。インフレに関して言われていることは、インフレは一般に、利率の上昇を伴う事である。したがって、概念上の年金取得にもとづいて得る元本は、現実の利率より非常に低利率を想定することにより算定されているので、インフレによる基金の価値の低下および生活費の増加は、同時に元本の食いつぶしの必要を減じる収益増加により補償されうると論じられている。しかし、より高い累進税率の継続を想定すれば、収益増加が単に意味することは、収入のより大きな部分が税に吸い上げられ、したがって投資手段は基金の資本価値の維持、および、課税増加と生活費増加の両方を補償する十分実現可能な資本利得の供与という二つの義務を果たさなければならぬことである。もちろん、これは可能かもしれないが、自明であるほどに実際的ではない。したがって、より高率の課税への特別な手当の問題に関しては、参照されている先例はせいぜい指針以上のものは与えていないという立場でこの問題

に私はアプローチする。しかし、この指針はそのような特別な手当をすることに強力に否定的な方向を示しているように思われる。

はじめに、思い浮かぶ四つの考慮事由があると考える。第一かつ主要なものは、裁判所が取り組まねばならない課題は、本来的に非科学的であり、専門家証拠は最も限定された助けにしかならないような課題であるという事実である。平均余命は保険統計的には確定されるが、将来の政治的、経済的および財政的政策の可能性は、保険数理士や会計士が提供するものでなく、占い師が提供するものである。第二に、問題は、課税負担はながしか考慮されることが正当な一つの要因であるか否かではなく、考慮される場合には、被られた損失によつてでなく、その損失への供与が受給者により取り扱われると思われる方法により条件付けられる付加的供与をなすことを正当化するような、別個の、個別的かつ独立の考慮事由としてその要因を取り扱うことがどの程度正しいかという問題である。第三に、裁判所がかかわっているのは、将来の収入の喪失および将来の看護費用を充足するよう特に意図された損害賠償基金の妥当性である。その基金の妥当性を評価する際に、その他の損失や侵害に対する補償として原告が享受するかもしれない金額を含め、原告が自由に使える他

の源泉をどう取り扱うように選択するかを考慮することは正当ではありえないと考える。例をとれば、原告が、例えば人生の楽しみ喪失または苦痛および苦悩を理由として裁定された他の金額は保持しておき、それらを投資することで収入を補うことを選択し、その結果必然的に、より高い課税層に自らを置くことになった場合、そのことをもって、将来の収入および将来の看護の喪失を理由として、補償基金を増額するための正当な理由を構成しないと私は判断する。その基金は、その妥当性の評価という目的に関しては基金それ自体として取り扱われなければならないと私は判断する。第四に、原告が損害賠償金を取り扱う方法は一つしかないと思定してはならず、乗数が選定される方法の根本基盤に関するディプロック裁判官の分析を想起すべきであると考える。もちろん實際上、高額の損害賠償金を享受する原告はその基金を、保持されて最も有利な方法で投資される元本として取り扱う可能性がある。しかし、その損害賠償金は、適切な年金を取得する費用を参照することにより計算されたものであった。また、基金は完全に原告の自由に使えるので、実際に原告が全額または一部を投資に回すことが自由にできる。そのようにされた場合、年金取得日における年金受給者の期待余命により年金費用を割ることで計算される各年当たりの支払い額の

元本部分は課税を免れ、その差額のみ課税されることになる。その元本部分はより高率の課税を招くかもしれないことは考えられるが、重大なほど附加的な財務負担を招くには非常に巨額の年金である必要がある。

既に述べたように、この問題に対する答は、特別な手当がインフレに対してなされるべきか否かという緊密に結びついた問題にリム事件で当院が与えた答にはまだ含まれていないという立場で、この問題を取り扱うことに私は賛成する。しかし、原則は非常に同一性を有するものであると思われる。税金が徴収されるであろうことは、ベンジャミン・フランクリンが述べているように、人生で確かな二つの事〔死と税〕のうちの一つであることは疑いないが、将来の取立ての程度および方法は推測できるだけである。それは、将来の損失を理由とする損害賠償金の正確な算定を行なうという課題に含まれるその他の不確定性と同様、非常に測り知れないものである。損害賠償金算定に伝統的に用いられている乗数および被乗数 (multipliers and multiplicands) の仕組みは様々な要因を考慮しており、要因の内、一つとして科学的に算定されておらず、また実際そうすることができないのであるが、乗数が基礎としている想定される利率に、合理的に寛大な余地を認めることにより考慮されている。この特定の要因を選び

だして、これに対して、インフレという同様に測り知れない要因にはなされていない手当をなすことには何ら自明の正当化がない。本質的に、問題は、伝統的乗数が基礎とする安定相場に適用される四ないし五パーセントの利率を前提とすることによりなされる減額が、時の財務計画に基づき一定数以上の収入に対して課される税率を理由として、その基金から実際の実利率に比較して不足分を生じるほど寛大でないことが証明されそうか否かである。(中略)しかし、既に述べたように、当院がかかわっているのは、将来の収入の喪失および将来の看護を理由として裁定された特定の額の妥当性であり、そのような供与が妥当か不当かを、他の項目のもとで裁定された損害賠償金を原告がどのように取り扱うことを選択するか、と結びつけることは正当ではありえない。(中略)

私の意見では、将来の課税負担は、安定相場に適用される利率を伝統的に想定してきたことおよびその利率に適切な乗数を選定することで十分に注意されていると通常は想定されるべきである。

クックソン対ノウルズ事件およびリム事件において当院は、正義がそれを要請することが明示に立証される場合には、インフレおよび推論的には課税に特別の手当がなされる非常に例外的な事案がありうることを認識する用意があつ

た。そのような事案がなくはないと考えるが、状況が本来的に不確定であることを証拠が十分に立証しうる状況を認識することは容易ではないと考える。思うに、身体傷害事件の事実審が、その性質上科学的になりえない課題のために、科学的事実として立証できないものを立証するよう指示された保険数理士および会計士からの証拠で、煩わされることは極端に望ましくないことであろう。さらに、そのような証拠は結局、算定に際して事実審裁判官にとって現実の手助けになるとは思われない。課税は、損害賠償算定の伝統的方法において注意が払われる多くの測り知れないことの一つにすぎない。私にとってはまだ、その性質上、不正確な課題において生じる事件を想像することは容易にできないのであるが、二つのとりうる乗数のうちの一つを選定するよう示す複数の考慮事由が非常に正確に均衡をとっているため、将来の課税負担が、低率よりも高率をとることに均衡を傾けることが適切でありうる唯一の要因として考慮されうる事件がありうると思うが、トマス対ウィグナル事件において、この要因だけが考慮され特定の付加が是認された方法は、将来のインフレの危険を含む特定の付加となりうるものとして不正確であったと私は判断する。同事件においては、この点に関するロイド裁判官の反対意見が正しかったと私は判断する。

第二 解説

本件は別個の二つの争点を取り扱うものであった。すなわち、

争点(1) 原告に適切な看護を供与するための、過去および将来の、支出に見合う損害賠償金を算定する際に、一九七五年社会保障法 (Social Security Act 1975) 第三五条および第三七A条に従って原告に支払われるべき介護手当および移動費手当に関して、損害賠償金から減額すべきか否か。

争点(2) 将来の看護費用および将来の収入の喪失に相当する乗数を算定し、たとえ例外的な高税率になること立証がなくとも、原審裁判官は、自らの裁定した元本となる損害賠償金額に生じる利息によりもたらされることになりそうな、より高率の課税負担を考慮して、乗数を増加することができるか否か、

である。

以下の解説においてはこれら二つの争点それぞれに関して、「一 身体傷害における付随利益と損害賠償金の算定」「二 損害賠償金裁定に際しての課税負担という要因の考慮」とに

分けて説明する。

一 身体傷害における付随利益 (collateral benefits) と損害賠償金の算定

(1) 損害賠償金からの付随利益減額一般の取り扱い

身体傷害を被った者は、不法行為法上の損害賠償金以外にも、財政的援助として、社会保障給付、病気休暇中の手当 (sick pay)、私的保険および慈善的な寄付等を享受することがありうる。理論上、不法行為法上の損害賠償は、被害者が侵害を被らなかつたならば置かれたはずである経済状況を回復することであり、とりわけ二重賠償 (double recovery) の回避には意が注がれている。したがって、これらの利益は身体傷害を被らなかつたならば、被害者が享受する事がなかつたはずであるという点で、不法行為法上の損害賠償金の算定に際しては、原告の損害を軽減するものであるという理由で、損害賠償金から差し引かれるべきか否かが論じられてきた。

はじめに本判決以前の制定法上の取り扱いをみておく。

社会保障給付を損害賠償金から減額すべきことに関しては、一九四二年のビバリッジ報告 (Beveridge Report) ⁽²⁾ において、被害者は同一の必要に対して二重に充足されるべきでないという指摘がある。⁽³⁾

身体傷害における付随利益および課税と損害賠償金の算定 (矢頭)

この見解は、一九四六年のモンクトン報告 (Monckton Report) ⁽⁴⁾ によって支持され、被害者またはその被扶養者が、損害賠償金および社会保障給付から補償を受ける場合、その補償額は、いずれか一方から享受しうる最大額をこえるべきでなく、⁽⁵⁾ 多数意見は、社会保障給付全額を減額すべきであると勧告し、一方、少数意見は、私的保険と同様に請求権者が拠出している社会保障給付に関しては減額すべきでないといっている。⁽⁶⁾

このモンクトン報告を受けて、一九四八年法改正 (身体傷害) 法 (Law Reform (Personal Injuries) Act 1948) ⁽⁸⁾ が制定された。政治的妥協の結果、その第二条第一項は、逸失利益の算定に際し、原告が当該侵害の結果受給する社会保障給付の半額を、訴訟原因が生じたときから五年間にわたり損害賠償金から減額する旨規定した。五年経過後に関しては減額されないというのが判例の立場であった。⁽⁹⁾

これに対しては、一九七八年のピアソン報告 (Pearson Report) ⁽¹⁰⁾ は、損害賠償金と社会保障給付との重複は認めるべきでなく、社会保障給付は全額損害賠償金から減額されるべきであると勧告し、減額計算の方法として、利益を収入損失、障害および現金支出といった二、三の範疇に分類し、損害賠償金算定の際にそれぞれに対応する項目から減額することを

提案している。⁽¹²⁾

なお、身体傷害ではないが、付随利益と損害賠償金の算定に関する制定法上の規定が一九七六年致命的事故法 (Fatal Accidents Act 1976) に存在する。同法第四条は、同法にもとづく損害賠償金の算定の際には、死者の遺産からまたは死者の死亡の結果生じる、いかなる者に既に生じまたは生じられるかもしれない利益は考慮されないと規定している。この利益には、社会保障給付、年金、保険金、慈善的な寄付等あらゆる付随利益が含まれる(ちなみに、死者の遺産からの相続分も含まれる)とした点が一九八二年司法法 (Administration of Justice Act 1982) による修正点である)。

次に、コモン・ロー上の取り扱いについて、本判決中ブリッジ裁判官は、

「困難なことは、それは広く認識されてきたものであるが、減額可能な受領と減額不可能なそれとを区別するための単一の正確な法上の原則を明確化する事である。」⁽¹⁴⁾と述べたが、同裁判官は一応の基本原則を次のように説明する。

「基本原則は、裁判所が算定しなければならぬのはその結果生じた損失および費用の実費 (net) である。被った損害の結果、原告が、侵害されなければ権利を有し

なかつたはずの受領額を享受する場合には、一応、これらの受領額は原告の損害賠償金算定に達する際に、原告の損失と費用の総額から減額されるべきである。このようなことは基本的なことであり、何度も繰り返し説明されてきた。このような基本原則に対しては、必ずしも正確に定義され詳細に述べられていないとは言えないが、確かに一定の確立した例外が存する。」⁽¹⁵⁾

その古典的例外として、同裁判官は、(1)原告が保険料を支払った保険契約に基づいて、傷害を受けた原告に支払われる金銭、および(2)原告の不幸への同情によって動機付けられた第三者の恩恵または慈善金から原告が受け取った金銭を挙げる。

これら二つが例外として認められる根拠は、各論的には、(1)については、原告自らの拠出により被告を利することは合理性を欠くこと、および保険会社は直接間接に被告に対して求償権を有しないことであり、(2)については、利益を与える者の「損害賠償金の請求に加え、かつ、これを減ずること無く、彼が利益を享受するとの意図」⁽¹⁶⁾および減額しないことにより、このような慈善を奨励する裁判所の意図による。⁽¹⁸⁾

一方、総論的には、

「コモン・ローは、この問題を正義、合理性および公

序に依拠する問題として取り扱ってきた。⁽¹⁹⁾

本件における介護手当と移動費手当に関しては、先の例外(1)との類似性は薄く、あるとすれば例外(2)との関係性が検討されることになる。本件ブリッジ裁判官は、制定法上の給付に関する給付者の意図という概念、および国の慈善という概念の想定の困難を指摘して、究極的に「公序」の問題として検討した。⁽²⁰⁾

(2) 評釈

本判決に対しては二編の評釈があり、いずれの評釈も、争点(1)「原告に適切な看護を供与するための、過去および将来の、支出に見合う損害賠償金を算定する際に、一九七五年社会保障法(Social Security Act 1975)第五条および第三七A条に従って原告に支払われるべき介護手当および移動費手当に関して、損害賠償金から減額すべきか否か」について積極的判断を下した本判決に好意的である。

(1) バロウズの評釈⁽²¹⁾

付随利益を減額しないことに十分な政策的理由が存しないかぎり減額されるべきであるという原則に立ち、そのような理由として、(1)私的な慈善を抑制しないこと、および(2)自ら保険料を支払う者に全額保険金を取得させることの二つ

を挙げ、国の給付に関しては、「補償即減額(compensation equals deduction)」原則の適用がないとする十分な理由はないと断ずる。しかし、従来、この真直ぐなアプローチは必ずしも好まれず、国の給付の間にも取り扱いに矛盾が生じており、看護手当および移動費手当ならびに国家退職年金(senior retirement pension)⁽²²⁾が減額されないものとされていた。本件はこの矛盾を(一九四八年法改正(身体傷害)法の適用のない)国の給付に関して一掃するものであり、国家退職年金についても先例が覆されるに違いないと述べる。⁽²³⁾

またブリッジ裁判官の

「ネグリジェンスを理由とする損害賠償金の算定を検討する際に、損害賠償金が純粹に補償的なものとして意図されていることが強調されることはない。……被った損害の結果、原告が、侵害されなければ権利を有しなかったはずの受領額を享受する場合には、一応、これらの受領額は原告の損害賠償金算定に達する際に、原告の損失と費用の総額から減額されるべきである。……このような基本原則に対しては、……確かに一定の確立した例外が存する。しかし、……それは正に基本的かつ自明の原則であり、その原則に対する例外は、それらを例外として取り扱うことを明白に正当化する根拠によって

認められるものに過ぎない。⁽²⁴⁾
 という意見に全面的に賛同し、

「納税者と保険業者両者の負担によって、……二重補償」を許すことは、どのような合理的根拠によっても正当化することはできない。⁽²⁵⁾
 と結論する。⁽²⁶⁾

(II) アンダーソンの評釈⁽²⁷⁾

従来、先例は柔軟性の必要および「きつぱりした(once and for all)」原則に固有の制限を盾としてきたため、より大きな政策問題をあまり顧慮することなく断片的に法が展開してきたが、本件により、社会保障給付の全面的減額原則に歩みだしたと評価する。⁽²⁸⁾

本件看護手当および移動費手当は損害賠償金が認められる看護費用と重複するものであるから、原告の損失を緩和する要素と理解される。したがって、国と被告の両者から補償を受けることは過剰な補償となる。またブリッジ裁判官の政策に関する考慮事由の検討に賛同し、看護費用を減じる社会保障給付と逸失利益を緩和する社会保障給付との間の区別をすすめる理由はなく、給付の原因、源泉または給付者の意思を一般原則の基礎とする従来を試みは無効であることが示され、一九四八年法改正(身体傷害法)以外の社会保障給付に関して全

面的に減額するという一般原則を貴族院が支持したものとアンダーソンは解している。⁽²⁹⁾

(3) 本判決後の展開と問題点

本件でも指摘のあるように、付随利益を損害賠償金から減額することは、原告に二重補償を認めない反面、納税者と保険業者の負担により被告を利することになるといふ議論がある。これは、被告の損害賠償額から付随利益相当額を減じながら、例えば保険の場合であれば保険会社は被告に対して求償権を有するが、国の社会保障給付の場合には国が被告に求償する制度がないことによる。この点、国の求償が実現する場合には、年約三千八百万ポンドの政府予算が節約されるという試算がある。⁽³⁰⁾

また、同判決の問題点としてバロウズおよびアンダーソンのいずれもが指摘したのは、一九四八年法改正(身体傷害法)第二条第一項との関係である。同項によれば、訴訟原因発生から五年分の社会保障給付の半額が減額されると規定されている。そこで、五年経過後に相当する部分は、従来先例(Jackman v. Corbett [1988] Q.B. 154)にしたがって、全額減額されないとすべきことにバロウズは強力に異議を唱え、本判決によりコモン・ローが修正されて、「補償即減額」原則

が採用されたのであるから、全額減額されるべきであると論じる。

これらの問題に対して、一九八九年社会保障法 (Social Security Act 1989) 第二二条および付則第四⁽³³⁾は、控除 (recoupment) 制度を導入することにより解決をはかっている。

同法は、一九八九年一月一日以降に発生した事故または傷害に適用され、社会保障法にもとづく給付のうち、国務大臣が特定する「関係給付 (relevant benefits)」に関しては、損害賠償金算定の際に考慮に入れず、損害賠償金が算定される。この場合、損害賠償金を支払う者は、国務大臣から関係給付の総額の証明書を受けるまで、支払うことができない。証明書を受けた被告は、「関係期間 (relevant period)」相当の関係給付相当額を損害賠償金からは控除して、関係給付相当額については国務大臣に対して支払う (第二二条第一項)。ここでいう「関係期間」とは事故または傷害の日から、疾病の場合最初の請求日から五年間、但し、原告に対する最終支払いが五年以内の場合には最後の日までをいう (第二二条第三項)。関係期間後には控除の規定が適用なく、関係給付は損害賠償金算定に際しては考慮されず、減額されない (第二二条第六項)。

第二二条第四項は次の補償に関して控除を除外している。

身体傷害における付随利益および課税と損害賠償金の算定 (矢頭)

少額補償 (small payments) (現在のところ二千五百ポンドを「えなり額」)、一九七三年刑事裁判所権限法 (Powers of Criminal Courts Act 1973) 第三五条にもとづく支払い、一九七六年致命的事故法にもとづく損害賠償金、刑事傷害補償 (criminal injuries compensation) の裁定額、信託からの支払い、事故前に被害者が加入した災害保険にもとづく支払い、および損害賠償金算定の際に考慮された退職手当である。

また付則第四第二節は、一九四八年法改正 (身体傷害法は、少額補償にのみ適用があるものとし、関係給付についてはその半額が減額されるとの修正を加えた。

同法は以上のように、従来の損害賠償算定に際しての、社会保障給付の取り扱いを一変させた。しかし、なお二つの問題点を含むとの指摘がある。

第一に、一九八九年社会保障法が適用される事件は、一九八九年一月一日以降の事件である。それ以前に発生した事件には、従前通り、一九四八年法改正 (身体傷害) 法および本件をはじめとする先例が適用されて、社会保障給付のある部分が損害賠償金から減額される。この場合、まず、減額に関して、一九八九年一月一日を境として、二組の原則が存在することになるが、それは妥当であるかという問題があり、つき

に、一九八九年一月一日以前の事件では、控除制度がないので、被告の責任が軽減されてしまうことになるが、それは妥当であるか否かが問題である。³⁴⁾

第二は、同法には、関係期間後の関係給付に関して減額の規定の適用がないことから、損害賠償金算定に際し、関係給付が考慮されない(第二条第六項)ので、このかぎりではなお二重補償を許すことになる。また、一九四八年法改正(身体傷害法第二条第一項が、少額補償に関しては依然適用されることから、損害賠償金算定に際してはその半額が五年間に限り、損害賠償金から減額されるに過ぎず、なお原告への二重補償を許すことになるが、これを合理的に説明する理由付けは希薄であり、同条は廃止されるべきであるとの指摘がある。³⁵⁾

二 損害賠償金算定に際しての課税負担という要因の考慮

(1) 損害賠償金と税金との関係の問題点

将来の金銭的損失を理由とする損害賠償金の算定は、一時金(lump sum)支払いを前提として、被乗数(multiplicands)と乗数(multipliers)を決定する方法で行なわれる。被乗数は、年当たりの純損害であり、利率、課税、インフレなどの多様な要因は乗数の決定の際に考慮される。一般に、一時金算定に際しては、予想される損失期間終了時まで年金の形で給付

され、終了時には元本が残らないような年金を取得するにいくらかかるかという形が想定されている。但し、これはあくまで算定のための概念上の問題であって、当然ながら賠償された一時金の使途に条件を付すものではない。

乗数の決定に際して、考慮すべき多様な要因には、確実な予見の困難なものが多く含まれていることからまた逆に、そうであるにもかかわらず、如何に考慮するかは裁判官に委ねられており、保険統計上の証拠を採用することに対してイギリスの裁判所はためらいを見せている(採用すべきであるという法律委員会の勧告がある。³⁶⁾)

損害賠償金算定と税金との関連については、³⁹⁾二つの状況を検討しなければならない。すなわち、状況(1)原告が喪失した収入等が、喪失されなかったならば課税の対象であったはずである場合に、この課税を損害賠償金算定の際に考慮すべきか否か、状況(2)原告に裁定される損害賠償金、またはそこから生じる収益に対して課税される場合に、この課税を損害賠償金算定の際に考慮すべきか否か、である。

状況(1)に関しては、英国運輸委員会対ゴウリー事件貴族院判決(British Transport Commission v. Gourley [1956] A.C. 185)によって、損害賠償金算定に際しては、得るはずであった収入に課されるはずであった税金を収入から減額する

という原則 (Goutley principle) が確立されている。

状況 (2) に関して、税法上の取扱いは、(I) 損害賠償金自体には課税されず、(II) 制定法による免責条項なき限り、損害賠償金に生じる利息には課税され、(III) 損害賠償金が投資され、その投資から所得を得る場合、その所得には課税される。この (II) の場合については、損害賠償金の算定の段階で当然考慮され、課税額を差し引いた純利益を基準に算定される (反転ゴウリー原則 (Goutley in reverse principle))。その際、利率から課税率を差し引いた純利息に関する利率を一般に四ないし五パーセントと設定し、損害賠償金からこの利率を減額することになる。

これに対し、所得税には累進税が設定されているため、特に高額の損害賠償金の場合、この程度の課税分を差し引いただけでは、賠償額が不十分となる事態が生じることが懸念される。基本的にはこれが本件の問題を生じた原因であるが、単なる利息に比べ、(III) の場合の投資収入の場合に、より課税対象額が大きくなる可能性があるだけ問題は重大になる。

このような課税負担を乗数の増加で考慮したのが、トマス対ウィグナル事件控訴院判決 (Thomas v. Wignall [1987] Q. B. 1089) であり、本件では、同判決の妥当性が直接に争われ

身体傷害における付随利益および課税と損害賠償金の算定 (矢頭)

た。

(2) 評釈

本判決の二編の評釈は先の争点 (1) に関しては好意的であったが、争点 (2) 「将来の看護費用および将来の収入の喪失に相当する乗数を算定し、たとえ例外的な高税率になることとの立証がなくとも、原審裁判官は、自らの裁定した元本となる損害賠償金額に生じる利息によりもたらされることになりそうな、より高率の課税負担を考慮して、乗数を増加することができるか否か」に関して、消極的判断を下していることに対して、揃って、批判的であるといつてよい。

(I) バロウズの評釈⁽⁴³⁾

オリバー裁判官の中心的推論は、たとえ関連する損害賠償金の投資から生じる収入により高率の課税がなされても、乗数にはいかなる特別の付加もなされないと判示して、トマス対ウィグナル事件控訴院多数意見を覆したものである⁽⁴³⁾。

オリバー裁判官の推論の理解困難な点のうち最も重要なものは、将来のインフレと課税の問題は明白に別の問題であるにもかかわらず、両者を緊密に関係あるものと理解している点であるが、これは、将来のインフレに特別の手当をなさないと判示したリム・ポー・チュー対カムデンおよびアイリント

ン地域保健局事件貴族院判決 (Lim Poh Choo v. Camden and Islington Area Health Authority [1980] A.C. 174) に於て高い課税が無視されることが示されていたことによるものであり、またいずれも測り知れない要因であることによる。⁽⁴⁴⁾

オリバー裁判官は、正義がそれを要請することが明確に立証されうる場合には、インフレおよび課税に特別の手当がなされうる非常に例外的な事案が「ない訳ではない」と考えており、また、「二つのとりうる乗数のうちの一つを選定するよう示す複数の考慮事由が非常に正確に均衡をとっているため、将来の課税負担が、低率よりも高率をとる側に均衡を傾けることが適切でありうる唯一の要因として考慮されうる。」⁽⁴⁵⁾事件がありうると述べている。しかし、如何にして同裁判官の中心的な推論とこのような限定が両立しうるのか理解に苦しむものであり、このような判決を下すことは、原告が例外的な事件であると主張することを奨励することになる。⁽⁴⁶⁾

オリバー裁判官の中心的推論は正しくない。すなわち、インフレへの特別な手当を否定する主要な正当化は、インフレと利率とが関係性を有しており、乗数決定の際に既に安定相場に適用される利率を考慮しているということであるが、利率と税率との間には、利率とインフレの関係に対応する関係はない。さらに誤解を招くのは、オリバー裁判官は投資所得

にかかる標準税率も無視されると示唆しているが、四ないし五パーセントの利息にもとづく通常の乗数は、その利息が標準税率を差し引いた純益で支払われることを想定している。⁽⁴⁷⁾したがって、より高い税率の問題は、インフレおよび標準税率とは区別されねばならない。そのような調整をしないことは、補償原則 (compensatory principle) にはずれ、より高い税率を支払う原告は過少補償 (undercompensated) に置かれることになる。⁽⁴⁸⁾

賢明な投資計画により、より高い税率の不利益はある程度緩和されるであろうが、すべてまたはほとんど免れうると考へることは現実的でない。またトマス対ウィグナル事件判決は従来の粗雑な (rough-and-ready) アプローチを外れて、複雑な微調整 (fine-tuning) を要請している訳ではなく、投資収入が高税率を招きそうな場合、通常の乗数に一を加えるという単純なアプローチである。⁽⁴⁹⁾

オリバー裁判官は、「裁判所が取り組まねばならない課題は、本来的に非科学的であり、専門家証拠は最も限定された助けにしかならないような課題であるという事実である」と述べているが、この点は、保険統計上の証拠採用の肯定論者をはねつけるものである。同裁判官に関しては既に控訴院時代に、

「保険数理士の予言は、占星術師の予言と同程度にしか正確でなさそうである(そしておもしろさではほとんど確実に劣る)。」⁽⁵¹⁾
と述べているので、このような立場を採ることは今更さほど驚くにはあたらない。⁽⁵²⁾

(II) アンダーソンの評釈⁽⁵³⁾

オリバー裁判官が、課税の影響を差し引く裁定の問題がインフレを考慮しての裁定の調整と類似の問題を生じる事を容易に受け入れていることは驚くにあたらない。インフレが高利率をもたらし、投資から高所得を生じれば、投資所得にかかるより高率の税金が課される機会の増加をもたらすという避けられない連想による。同裁判官は、リム事件では課税の点に関しては特に答えられておらず、インフレは考慮しないとされたが、本件にも同一の原則が妥当するという基盤に立ち、議論を進める。すなわち、第一に、将来の課税負担の算定は本質的に不確定である。第二に、インフレ同様課税負担は、安定相場における利率はうまくいくという認められている想定の上に乗数が選定されるという司法政策により打ち消される。乗数算定の際には四ないし五パーセントの利率が想定されているが、現実には、概念的投資利益はもつとかな

身体傷害における付随利益および課税と損害賠償金の算定(矢頭)

り高く、インフレの際には一層高いので、注意深い投資手段によれば十分に供与が受けられる。⁽⁵⁴⁾

しかし、より高率の課税の場合には均衡がとられない。実際、オリバー裁判官も、賢明な投資によりインフレとより高率の課税の両者が十分処理されることを受け入れることには「知的困難」を表明している。事実審時の原告の立場を考えると、課税負担はかなり確実であり、裁判所は予想される所得税負担を算定しうる。当然利率は変わりうるが、裁判所は基本税率変更による補償の過剰と不足の危険が同一の場合、英国運輸委員会対ゴウリー事件貴族院判決の原則を適用すればよい。通常の事件で四ないし五パーセントの減額率選定が正当化される場合、現実に余剰が生じるならば、インフレと課税負担を否定するしであるから、より高率の納税者の場合、減額率に特別な増加が必要とされるか、または、そうでない者の場合、あるべき以上のものを継続的に受給していることになる。簡明な計算方法によることにより、一部の原告に不均等な苛酷を強いることのないようにすることが重要である。⁽⁵⁵⁾

賢明な投資により、インフレと課税負担に対処しうるというが、本件判決は、実際賢明な投資がなされれば、高収入を生み、高税率を招くという普遍的眞実を否定するように思わ

れる。⁵⁶⁾

ゴウリー事件の原則は、税引き後の純収益で算定されるといふものであり、反転ゴウリー原則は特に高額の損害賠償金を受領する原告の場合に、第一にゴウリー原則により、第二に投資所得に対し、二度の課税がなされることを回避することを存在理由とするが、いずれか一方の原則では正義と調和しない。オーストラリアでは両原則の適用があり、カナダではいずれの原則の適用もない。⁵⁷⁾

解決策は言いがたいが、損害賠償金の算定に課税負担の考慮事由を持ち込むのではなく、算定された損害賠償金に関する課税に関しては立法上の改正が望ましい。⁵⁸⁾

本件判決の影響として、課税を明示に考慮して乗数を増加することが控えられるようになるであろうが、隠れた形で乗数に反映され、乗数が次第に歪んでいく危険がある。本件以前は、特別な手当が必要な事件の例外的性質を強調することに意味があったが、乗数を調整する方法が粗雑とすれば、それもまた取るに足りない。⁵⁹⁾

(3) 本判決後の課題

争点(2)に関して、本判決は、全員一致であるにもかかわらず、二編の評釈によるかぎり、問題点を含んだものであ

ることは否めない。判決自体の問題点については一応評釈の紹介に掲げたので、今後の方向性に対する提案を紹介する。

第一に、本件では専門家証拠により、将来の課税負担に対する手当の必要性が立証される事件の例外性が繰り返されてきた。しかしそもそも、現在、裁判所で用いられている乗数は、原告に十分補償するためには低すぎるというケンプの指摘がある。⁶⁰⁾ もしそうだとすると、本判決は、原告に例外的事件であるとの主張・立証を奨めていることになる。⁶¹⁾

課税負担にもインフレにも同一の原則が適用されるなら、一律に論じることが困難な課税負担に比べ、インフレの場合には例外的事件ということの意味が捉えにくいことになる。

第二に、オリバー裁判官は、

「そのような算定をなす際には、多くの予言できない不測の事態を考慮しなければならず、また特に、計算の出発点である期待余命は、補償が付与される出来事とは全く関係のない、介入してくる疾病や事故により結局裏切られるかもしれない。したがって、そのような算定はその性格からして、正確な科学ではありえない。多くの測り知れない要因の存在が、算定の過程を必然的に複雑かつ不正確なものにしており、その過程は近似した結果以上に優れたものを生み出すことはできない。」⁶²⁾

と述べた。これが、一時金算定に伝統的な乗数方式を採用する以上不可避のことであるとして、課税負担に関して、損害賠償金の算定で考慮するのではなく、損害賠償金に対する課税制度を立法的に改正するという提案がある。⁶⁴⁾

第三に、損害賠償金算定に際して、従来単に年金を取得することを想定していたのに対して、裁判所は、原告が物価スライド型(index-linked)年金を取得することを想定すべきであるとケンプは提案する。⁶⁵⁾原告はそのつもりであれば、実際、そのような年金を取得して金銭の価値の下落に備えることができる訳である。但し、ケンプは、このような年金において、インフレの傾向に関して推測することを、裁判所は拒絶すると予想しており、代替策として、立法で物価スライド型投資を想定した損害賠償金の算定を規定することを提案する。⁶⁶⁾

第四に、ピアソン委員会報告の多数意見により勧告されているのは、損害賠償金支払い方法を一時金に限らず、定期金(periodic payment)との間で、選択の余地を認め、定期金の場合インフレからの保護(inflation-proof)が付き、また原告の医療条件にかなりの変化がある場合給付額が変化するというものである。但し、法律委員会は定期金は不法行為法に馴染まない⁶⁸⁾と結論している。

以上のように本判決とは別に、様々な提案が存在し、それ

身体傷害における付随利益および課税と損害賠償金の算定(矢頭)

ぞれ長所短所を有していることに、この問題の難しさが象徴されているといえよう。

三むすび

本件は、(1)身体傷害における付随利益と損害賠償金の算定、および、(2)損害賠償金算定に際しての課税負担という要因の考慮、という二つの争点を同時に取り扱うものであった。それぞれの争点に関して、全員一致の判決でありながら、二編の評釈は揃って争点(1)の判断に好意的、争点(2)に批判的であったことは興味深いことである。むすびとして、このような差異の生じる原因を考えてみる。

争点(1)に関して本判決中で強調されていたように、損害賠償金は純粋に補償的なものとして意図されていたように、この前提に立つと、争点(1)においては原告の二重補償の回避が課題となり、争点(2)においては、過少賠償が課題となる。⁶⁷⁾しかるに、方向性としてはいずれの争点においても、本件は原告への損害賠償額を押さえる結論になった。争点(2)に関して本判決では、むしろ損害賠償金算定の非科学的性質が強調され、争点(1)で強調されたような損害賠償金の純粋に補償的な性格は影をひそめている。

争点(1)に関する立法的解決である一九八九年社会保障

法第三二条制定により、損害賠償と社会保障給付とは「関連期間」に関して確定的に計算しうる関係に立った。これに対して、争点(2)における利率、インフレ、および課税負担は、将来に関する不確定要因であり、定期払いの変動性損害賠償制度を採用しないかぎり、確定的に計算できることにならない。従って、本判決は、損害賠償金は原告の損害に対する純粹に補償的なるものであることを標榜しているけれども、超過賠償の回避を意味するだけであり、原告側に立つ限り、説得力がない。

付随利益に関する争点(1)について、本件は社会保障給付の全面的減額に踏みだしたことに間違いないと思われるが、原告および被告にとってはより重要であるといえる争点(2)について、本判決が長く維持されるのか、特別な事件であるとの立証により本判決の適用が免れるのか、または立法的に解決されるかは注目すべき問題である。

一方、一九八九年社会保障法が導入した控除制度は、原告に対する超過賠償および被告の責任を国(納税者および保険業者)が肩代わりする事を回避する手段として非常に注目すべきものである。先述の問題点を含みながらも、今後の補償制度のあり方として、国が一定の基金を運営し、被告の損害賠償金をこれに回収し、その基金から原告に給付を行なうと

いう方策を一部現実化したものとして、総合的救済システムの論者には、一つのモデルなしい論拠を与えらるものとなるかもしれない。

注

- (1) See Atiyah, *Accidents, Compensation and the Law* (4th ed. 1987) 398-409; Harris, *Remedies in Contract and Tort* (1988) 288-296; Burrows, *Remedies for Torts and Breach of Contract* (1987) 106-115; Jones, *Textbook on Tort* (2nd ed. 1989) 388-392; McGregor on Damages (15th ed. 1988) paras. 1481-1496; etc.
- (2) Report on Social Insurance and Allied Service (Cmn. 6404).
- (3) *Ibid.* Part 3, section 3, paras. 258-264.
- (4) Report of a Departmental Committee of Alternative Remedies (Cmn. 6860).
- (5) *Ibid.* Part 1, section 1, para. 3.
- (6) *Ibid.* Part 2, section 7, paras. 31-38.
- (7) *Ibid.* Part 2, section 8, paras. 39-50.
- (8) As now substituted by paragraph 8 of Schedule 2 to the Social Security (Consequential Provisions) Act 1975.
- (9) 列挙されているのは次のものの 'sickness benefit, in-

- validity benefit, non-contributory invalidity pension, severe disablement allowance, injury benefit, and disablement benefit.
- (21) *Jackman v. Corbett* [1988] Q.B. 154.
但し、本判決に対する評釈はなお「五年経過後に閣下は、本判決を前提として、金額減額すべき点もある」という見解をケロンベ (Burrows (1989) 105 LQR 366, 368) が採る。この問題に関しては後列「(23) 本判決後の展開と問題点」参照。
- (11) Report of the Royal Commission on Civil Liability and Compensation for Personal Injury (Cmd. 7054).
(21) *Ibid.* Vol. 1 paras. 467-95, and minority opinion, paras. 543-8.
(23) As substituted by section 3 of the Administration of Justice Act 1982
(17) [1989] 1 A.C. 807, 820.
(19) *Ibid.* 819.
(19) *Harris, op. cit.* 293.
(17) *National Insurance Co. of New Zealand Ltd. v. Espagne* (1961) 105 C.L.R. 569, 599-600, *per* Windeyer J.
(21) *Harris, op. cit.* 294.
(21) *Parry v. Cleaver* [1970] A.C. 1, 13 *per* Lord Reid.
(21) [1989] 1 A.C. 807, 823
- (12) Burrows, "Damages for Personal Injury: Collateral Benefits and Tax", (1989) 105 LQR 366.
(22) *Hewson v. Downs* [1970] 1 Q.B. 73.
(23) Burrows, *op. cit.* "Damages..." 367.
(24) [1989] 1 A.C. 807, 819.
(25) *Ibid.* 823.
(26) Burrows, *op. cit.* "Damages..." 367.
(27) Anderson, "Taxing Issues in Damages for Personal Injury", (1989) 52 M.L.R. 550.
(28) *Ibid.* 556.
(28) *Ibid.* 557.
(28) Jones, Textbook on Tort (2nd ed. 1989) 390. #41 | 麗リ#4#5#6#7#8#9#10#11#12#13#14#15#16#17#18#19#20#21#22#23#24#25#26#27#28#29#30#31#32#33#34#35#36#37#38#39#40#41#42#43#44#45#46#47#48#49#50#51#52#53#54#55#56#57#58#59#60#61#62#63#64#65#66#67#68#69#70#71#72#73#74#75#76#77#78#79#80#81#82#83#84#85#86#87#88#89#90#91#92#93#94#95#96#97#98#99#100#101#102#103#104#105#106#107#108#109#110#111#112#113#114#115#116#117#118#119#120#121#122#123#124#125#126#127#128#129#130#131#132#133#134#135#136#137#138#139#140#141#142#143#144#145#146#147#148#149#150#151#152#153#154#155#156#157#158#159#160#161#162#163#164#165#166#167#168#169#170#171#172#173#174#175#176#177#178#179#180#181#182#183#184#185#186#187#188#189#190#191#192#193#194#195#196#197#198#199#200#201#202#203#204#205#206#207#208#209#210#211#212#213#214#215#216#217#218#219#220#221#222#223#224#225#226#227#228#229#230#231#232#233#234#235#236#237#238#239#240#241#242#243#244#245#246#247#248#249#250#251#252#253#254#255#256#257#258#259#260#261#262#263#264#265#266#267#268#269#270#271#272#273#274#275#276#277#278#279#280#281#282#283#284#285#286#287#288#289#290#291#292#293#294#295#296#297#298#299#300#301#302#303#304#305#306#307#308#309#310#311#312#313#314#315#316#317#318#319#320#321#322#323#324#325#326#327#328#329#330#331#332#333#334#335#336#337#338#339#340#341#342#343#344#345#346#347#348#349#350#351#352#353#354#355#356#357#358#359#360#361#362#363#364#365#366#367#368#369#370#371#372#373#374#375#376#377#378#379#380#381#382#383#384#385#386#387#388#389#390#391#392#393#394#395#396#397#398#399#400#401#402#403#404#405#406#407#408#409#410#411#412#413#414#415#416#417#418#419#420#421#422#423#424#425#426#427#428#429#430#431#432#433#434#435#436#437#438#439#440#441#442#443#444#445#446#447#448#449#450#451#452#453#454#455#456#457#458#459#460#461#462#463#464#465#466#467#468#469#470#471#472#473#474#475#476#477#478#479#480#481#482#483#484#485#486#487#488#489#490#491#492#493#494#495#496#497#498#499#500#501#502#503#504#505#506#507#508#509#510#511#512#513#514#515#516#517#518#519#520#521#522#523#524#525#526#527#528#529#530#531#532#533#534#535#536#537#538#539#540#541#542#543#544#545#546#547#548#549#550#551#552#553#554#555#556#557#558#559#560#561#562#563#564#565#566#567#568#569#570#571#572#573#574#575#576#577#578#579#580#581#582#583#584#585#586#587#588#589#590#591#592#593#594#595#596#597#598#599#600#601#602#603#604#605#606#607#608#609#610#611#612#613#614#615#616#617#618#619#620#621#622#623#624#625#626#627#628#629#630#631#632#633#634#635#636#637#638#639#640#641#642#643#644#645#646#647#648#649#650#651#652#653#654#655#656#657#658#659#660#661#662#663#664#665#666#667#668#669#670#671#672#673#674#675#676#677#678#679#680#681#682#683#684#685#686#687#688#689#690#691#692#693#694#695#696#697#698#699#700#701#702#703#704#705#706#707#708#709#710#711#712#713#714#715#716#717#718#719#720#721#722#723#724#725#726#727#728#729#730#731#732#733#734#735#736#737#738#739#740#741#742#743#744#745#746#747#748#749#750#751#752#753#754#755#756#757#758#759#760#761#762#763#764#765#766#767#768#769#770#771#772#773#774#775#776#777#778#779#780#781#782#783#784#785#786#787#788#789#790#791#792#793#794#795#796#797#798#799#800#801#802#803#804#805#806#807#808#809#810#811#812#813#814#815#816#817#818#819#820#821#822#823#824#825#826#827#828#829#830#831#832#833#834#835#836#837#838#839#840#841#842#843#844#845#846#847#848#849#850#851#852#853#854#855#856#857#858#859#860#861#862#863#864#865#866#867#868#869#870#871#872#873#874#875#876#877#878#879#880#881#882#883#884#885#886#887#888#889#890#891#892#893#894#895#896#897#898#899#900#901#902#903#904#905#906#907#908#909#910#911#912#913#914#915#916#917#918#919#920#921#922#923#924#925#926#927#928#929#930#931#932#933#934#935#936#937#938#939#940#941#942#943#944#945#946#947#948#949#950#951#952#953#954#955#956#957#958#959#960#961#962#963#964#965#966#967#968#969#970#971#972#973#974#975#976#977#978#979#980#981#982#983#984#985#986#987#988#989#990#991#992#993#994#995#996#997#998#999#1000
- (12) Jones, *op. cit.* 388; Hepple & Matthews, *op. cit.* 429.
(25) Jones, *op. cit.* 390.
(26) See Pearson Report, vol. 1, paras. 557-559.
(27) *Mitchell v. Mulholland* (No.2) [1972] 1 Q.B. 65.

身体傷害における付随利益および課税と損害賠償金の算定(矢頭)

- (83) Law Com. No.56, paras. 215-224.
 (83) See McGregor, op. cit. Chap, 13. (1).
 (84) Winfield & Jolowicz, Tort (13th ed. 1989) 618 n.72.
 (14) Taylor v. O'Connor [1971] A.C. 115.
 (84) Burrows, op. cit. "Damages..." 366.
 (84) Ibid. 369.
 (44) Ibid.
 (44) [1989] 1 A.C. 807, 835.
 (94) Burrows, op. cit. "Damages..." 369.
 (14) Ibid. 369-370.
 (94) Ibid. 370.
 (94) Ibid.
 (85) [1989] 1 A.C. 807, 831.
 (15) Artly v. National Coal Board [1985] 1 W.L.R. 784, 800-801.
 (85) Burrows, op. cit. "Damages..." 371.
 (85) Anderson, supra.
 (15) Ibid. 553.
 (15) Ibid. 554.
 (95) Ibid.
 (15) Ibid. 554-555 (n.21).
 (15) 土佐ノ川事件(1980) 29 A.L.R. 1, H.C. (Aust.).
 See Luntz, Assessment of Damages for Personal Injury
- and Death (1982) at para 6.3; Keeler, "Taxation and Damages", (1981) O.J.L.S. 137.
 (85) Anderson, op. cit. 554-555 (n.22).
 (15) 土佐ノ川事件(1980) 29 A.L.R. 1, H.C. (Aust.). See Waddams, The Law of Damages (1983) at paras. 417 to 420 and 441; Rea, "Inflation, Taxation and Damage Assessment", 58 Can. Bar Rev. 280 (1980).
 (95) Anderson, op. cit. 555.
 (95) Ibid. 555-556.
 (15) Kemp, "Discounting Compensation for Future Loss", (1985) 101 L.Q.R. 556.
 (95) Burrows, op. cit. "Damages..." 369.
 (95) [1989] 1 A.C. 807, 826.
 (15) Bishop and Kay, "Taxation and Damages: The Rule in Gourley's Case", (1987) 104 L.Q.R. 211; Anderson, op. cit. 555.
 (95) Kemp, supra.
 (95) Ibid. 572.
 (15) Pearson Report, op. cit. Vol. 1, Chap. 14.
 (85) Law Comm. No.56, paras. 29-30.
 (85) [1989] 1 A.C. 807, 819.
 (15) Anderson, op. cit. 557.
 (15) [1989] 1 A.C. 807, 826, 831.

(72) 例えば、コモンウェルス諸国の例を取り扱うものとして、加藤雅信編「損害賠償から会社補償へ―人身被害の救済のために―」

身体傷害における付随利益および課税と損害賠償金の算定（矢頭）